

4 3 6 5

3 3 9 5

2020年9月14日
経済法令研究会

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 税務3級 19年10月・20年3月受験用』
『銀行業務検定試験 税務3級 直前整理70 19年10月・20年3月受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト税務3級 19年10月・20年3月受験用』『税務3級 直前整理70 19年10月・20年3月受験用』をお持ちの方が、2020年10月（147回）受験時にご利用いただくにあたり、主な2020年度税制改正の内容をお知らせするものです。

記

◆NISA制度の見直し・延長

- ・一般NISAの勘定設定期間は令和5年で終了し、令和6年以後は、新NISA（仮称）に改組される。
- ・つみたてNISAの勘定設定期間は、従来は令和19年12月31日とされていたが、令和24年12月31日まで5年延長される。
- ・ジュニアNISAについて、未成年者口座開設可能期間は延長せずに令和5年12月31日で終了する。

◆低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地またはその上に存する権利（以下「低未利用土地等」という。）であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を令和4年12月31日までの間にした場合（譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限る。）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することができる。

◆居住用財産の課税の特例の適用期限の延長

- ・特定の居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

◆配偶者居住権および配偶者敷地利用権について

配偶者居住権または配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物またはその建物の敷地の用に供される土地等（以下「居住建物等」という。）についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とする。

◆未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

- ・未婚のひとり親に対する税制上の措置として、居住者が、現に婚姻をしていない者のうち一定の要件を満たす者（寡婦または寡夫である者を除く。）である場合、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する。
- ・寡婦（寡夫）控除の見直しにおいて、扶養親族その他その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下である者に限る。）を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることを加える。

◆連結納税制度の見直し

連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする「グループ通算制度」へ移行する。なお、グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

◆消費税の申告期限の特例の創設

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

以上